



▲定期購入の販売サイトの例

紛争問題確認通知

令和二年 管理番号(ふ)第 63 号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前利用された運営会社、から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出された事をご通知致します。

裁判の取り下げご相談に関しましては当センター担当職員にて受け賜ります。個人情報保護に基づき原則としてご本人様からのご連絡をして頂きます様お願い申し上げます。

尚、ご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状、送達後に出廷となり執行官立会いのもと、あなたの給料及び不動産財産の差押さえの対象となる事柄がございますので御注意下さい。

※万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡をお願い致します。

受付窓口 9:00-18:00 (土・日・祝日を除く)
03-0000-xxxx
〒101-0000 東京都〇〇区xxxx

消費者相談センター

▲市内で実際に起こった、はがきによる架空請求の文面



▶副業サイト詐欺。簡単に高額収入が得られるという副業や投資のもうけ話に注意が必要

「架空請求の手口が巧妙化してきています」と話す市消費生活センターの相場所長。架空請求のきっかけは、電子メールやショートメッセージサービス(SMS)、はがき、封書、電話などさまざまです。

「架空請求」新たな手口も

販売方法別の相談件数を見ると、通信販売に関する相談の占める割合が増えています。その中でもインターネットによるトラブルが急増しており、相談内容は多様化しています。どんな事例が市内で起こっているのか、実際に市消費生活センターに寄せられた相談事例を紹介します。

市内での相談状況

平成30年度の山口県内でのうそ電話詐欺の被害件数は104件、被害金額は3億5600万円です。また、全国の消費生活センターに寄せられた架空請求に関する相談は、平成30年度に20万件を超えました。このような詐欺などの消費者トラブルから、自分の大切な人の財産を守るためには、どうしたらいいのでしょうか。

悪質業者は、さまざまな手口でだまそうとします
特に高齢者は狙われています

令和4年度から18歳で契約が可能になると若者もターゲットに

消費者トラブル



市消費生活センター
相場 昌子 所長

年代別相談事例(平成30年度)

年齢	代表的な事例
15~19	オンラインゲーム、ネットでの買物
20代	賃貸アパート、ネットでの情報商材
30代	サイト利用料(ゲーム課金、動画サイト)
40代	架空請求、借金返済、学習塾
50代	架空請求、健康食品、光回線契約
60代	架空請求、化粧品、外壁工事
70代	架空請求、投資、保険契約、スマホ契約
80代~	架空請求、新聞、屋根工事

法改正で若者に迫る 消費者トラブル

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳になり、18・19歳の若者は、親の同意がなくても、契約をすることができるようになります。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成するなどです。消費者被害の拡大を防ぐため、今後は、若者への消費者教育も重要になってきます。

連絡を取らせるため、「訴訟をする」「給料や不動産を差し押さえ」などと記載し、消費者の不安をあおります。不安になった消費者が相手に連絡すると、さらに個人情報を開き出され「訴訟取り下げ料が必要」などとうそを言って金銭を請求されます。

支払方法もさまざまで、現金の送付や口座振込、コンビニでプリペイドカードを購入させ番号を連絡させる方法、指示された支払番号を使ってコンビニで支払う方法などが使われています。「聞いたこともない業者から、『○○の注文を承り、現在配送中。心当たりがなければ、またはキャンセルの場合は連絡するように』という電子メールが届いたという相談もありました」

架空請求か判断がつかなかった

り、不安を持ったりした場合は、絶対に相手に連絡せず、また料金を支払う前に、市消費生活センターに相談してください。

「裁判所からの支払督促」や「小額訴訟の呼出状」と思われる場合は、書類の真偽の判断は難しいので、放置せず、市消費生活センターへ相談してください。裁判所の管轄地域・連絡先は、裁判所ホームページ内「各地の裁判所」でも確認できます。また、根拠のない悪質な取り立ての場合は、警察に届けましょう。

**お試しのほずが
実は「定期購入」だった**

「初回無料(送料のみ負担)」とか、「初回500円」の広告を見て注文したところ、実は初回を含め、4回や6回の定期購入だったとの相

談がたくさん寄せられています。スマホやパソコンの画面に回数が表示されていれば、解約できません。また、回数制限のない「お試し」にも注意が必要です。分かりづらい「条件」が付いている場合があります。「初回が届いた日から2日以内に解約の電話連絡が必要」とか「次回発送10日前までに解約の電話連絡が必要」などです。「電話が混みあっていて全然つながらない」とか「2回目が届き高額請求された」ということもあります。

インターネットなどの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。ネット通販で健康食品などを購入する場合は、定期購入になっていないかなど、契約内容や解約条件を確認した上で、注文するかどうかを判断することが重要です。

**若者や女性を狙った
副業(在宅)サイト詐欺**

若者や女性を中心に、もうけ話に関するトラブルが増加しています。インターネット上に「稼ぐためのノウハウをお教えします」とか「簡単に稼げる。元が取れなかったら全額保証します」などと、誰でも簡単に稼げるかのような表現を用いたウェブサイトや動画があります。

「友人や、SNSで知り合った相手から勧誘され、仕組みやリスクについて理解しないまま契約するケースがあります。簡単に高額収入を得られることを強調するもうけ話には、特に注意が必要です。契約をする前には、家族に相談するなど、一度、冷静に考えることが大切です」

平成30年度市消費生活センターへの 相談件数1,700件超

〒231-1270 市消費生活センター

手口を知り防ぐ

電話詐欺を防いだ大学生

コンビニでアルバイトをしている大学生の吉村さんは、電子マネーをだまし取るうそ電話詐欺の被害を未然に防ぎました。

昨年末、80代の男性が入店し、2000円分の電子マネーを購入しようとした。男性の使っていたスマホでは使用できない種類の電子マネーだったため、吉村さんは不信任を抱き、事情を聞きました。この男性が見せたメールには「3000万円が当選した。振り込み手続きのため電子マネーを送ってほしい」と書かれていました。すぐに詐欺だと考えた吉村さんは警察に通報し、被害を防



吉村 公希 さん

ぎました。

「詐欺からお客さんを守ることができてうれしいです」と話す吉村さん。高校や大学で何度か悪質商法についての講習を受けた経験が役に立ったそうです。「普段、スマホなどを使って、インターネットで物を購入することが多いのですが、相手が信頼できるかどうか、評価を見たり、一度疑って、他と比較したりして、慎重に購入するようにしています」

家族や身近な人が悪質商法にだまされないように、迷惑メールが届きにくい設定にしたり、悪質なサイトにつながりにくい設定に変更したりしている吉村さん。「今回の件で、悪質商法が、私たちのと

相談することで守る 事例を知ること 地域をつながり で守る

自分の身近な人を悪質商法から守るために
取り組んでいる人たちがいます



下関市 消費者の会

左から
高浪 芳子 さん
小河 和子 さん
藤本 ひろみ さん

きたり、令和4年4月から18歳で契約ができるようになったり、変わり目には気を付ける必要があります」と藤本さん。会の学習会では、新しい事例について会員で情報を共有しています。高浪さんは、「会で勉強した新たな事例などを家族や友だちなどの身近な人へ広げることで、悪質商法を防ぎたいと思います」と話してくれました。

市内で40年近く賢い消費者を目指した学習会の開催や高齢者・学生などに対する啓発活動をしている下関市消費者の会の皆さん。

「事例を知ることが悪質商法にだまされないための一番の予防策です」と話す小河さん。出前講座では最近の傾向を身近な事例で

かりやすく伝えることを心掛けています。若者へは、ネット詐欺やマルチ商法の話をしたり、高齢者へは振り込み詐欺・うそ電話詐欺の話をしたりと関心を持ってもらうために、相手によって内容を変えています。

「キャッシュレス決済が進んで



▲市立大学で新入生へ行った消費者トラブルについての出前講座の様子



長府三島町自治会
井土 誠 さん

でも身近に迫ってきているのだと感じました。家族や親戚などにも注意を呼び掛けたいです」
お金の話は相談のサイン
テレビや新聞などで詐欺などの悪質商法を目にすることが多く、自治会員に詐欺の手紙が届いたことなどから、市消費生活センターの出前講座を受講した長府三島町自治会。
出前講座を申し込んだ会員の井土さんは、「悪質商法に対して不安に思っていた方も多かったので、出前講座をお願いしました。悪質業者の手法や実例・対処法など、大変有益な話が聞けました。また、その際の心強い相談窓口について

聞けたので、皆さん、大いに安心されたようでした」と話します。
「会員は高齢者も多く、1人での生活は不安が多いです。会ではお金の話をされたときは一人で決めないで誰かに相談するように話しています」。家族や友達、市などの公的機関に相談することで、冷静な目でみることができ、話がおかしいことに気付けることがあ

るそうです。「内向的な人や、相談するのが苦手な人がだまされやすいのではないかと思います」
一会では、普段からコミュニケーションをとり相談しやすくするため、2カ月に1回、70歳以上の方が集まり、和気あいあいと雑談をしながら、相談や情報共有をしていきます。「地域で人がつながることによって、詐欺などの悪質商法から自分たちを守りたいです」
困ったときはまず相談を
市消費生活センターには、日々さまざまな相談が寄せられています。皆さんから寄せられる相談により、実際に発生している事例や悪質業者の手法を知ることができ、その情報を共有することがト



ご存じですか！
**警告メッセージ付き
通話録音装置**



呼び出し音が鳴る前に、「この電話は被害防止のため会話内容が自動録音されます」というメッセージが、電話をかけた側に流れます。悪質電話対策に有効です。後付型と一体型があり、家電量販店などで購入することができます。

困ったときは、
一人で悩まず相談を



全国共通の電話番号

▲消費者庁 消費者ホット
ライン188 イメージキャ
ラクター イヤヤン

消費者ホットライン

い や や!
188

(局番なし)
※一部のIP電
話からは利用
できません

【消費者ホットラインの利用方法】

- ①「188」を押す
- ②お住まいの郵便番号が分かる場合は「1」を押し、ガイダンス後に郵便番号を押す。お住まいの郵便番号が分からない場合は「2」を押す
- ※市消費生活センターの営業時間中は直接、市消費生活センターへ電話してください
- ※お住まいの郵便番号が分からない方や、市消費生活センターの営業時間外には、県消費生活センターか国民生活センターにつながります



相談員 津田 さん 相談員 鍵本 さん

下関市消費生活センター
☎231-1270

☎平日 午前8時30分～午後4時30分
☒市役所本庁舎西棟5階
契約、詐欺や悪質商法におけるトラブルの相談のほかにも、パンフレットの提供、啓発DVDの貸し出し、出前講座への講師派遣を行っています